

介ホ協は、特定施設入居者生活介護の介護事業経営概況調査への回答の事前チェックを行います。  
特定施設入居者生活介護については、厚生労働省への提出前に、調査票のコピーを介ホ協にお送りください。  
その他の介護保険サービスにつきましては、有老協にご相談ください。

## 『介護事業経営概況調査』 Q&A

### Q1 介護事業経営概況調査とは何ですか？

A1 介護事業経営概況調査とは、国が、介護事業者の経営状況を把握するため、3年に1回行う重要な調査です。この調査の結果（介護事業の経営状況）は、介護報酬改定の重要な参考資料となります。

### Q2 いつ、どこに届くのですか？

A2 介護事業経営概況調査は、**2022年5月下旬以降に、調査対象となった介護サービス事業所**に発送されます。調査票は対象事業所に届きますが、**法人(本社・本部)代表者の責任で回答するようにしてください**。対象事業所の管理者は、自力で回答しようとせず、特に支出部分に関しては、必ず本社・本部にご確認ください。

### Q3 何を調査する調査なのですか？

A3 **利益額（収支差）が最重要項目**の本部コストを含む経営全体の実態を把握する調査です。**法人利益の実態と乖離がないか必ずご確認ください**。調査票には、利益額、利益率の欄はありませんが、記入後に「事業収入（収益）－事業支出（費用）」で利益額、利益率の数字を出してご確認ください。例えば、実態の経常利益・純利益よりも、明らかに高い利益の数字が出た場合は、**費用の計上漏れのおそれ**があります。**法人全体の利益率と比較して、妥当かどうかを確認**してください。

### Q4 調査回答に当たって注意する点を教えてください。

A4 費用計上漏れが、よくある報告の不備となります。

#### (1) 事業所の支出（コスト）を漏れなく計上

- **入居者募集経費・広告宣伝費、職員採用経費、保守費、消耗品費など** – 該当する欄がありませんので、「その他の経費」欄に忘れずに加えてください。その他、該当科目がない様々な費用は全て「その他の経費」欄に計上してください。事業所の費用合計と調査票の売上原価計等が一致するかご確認ください。
- **減価償却費** – 本社・本部に必ず相談してください。基本的にどの事業所にも減価償却費は存在します。

#### (2) 本部経費配賦額、法人税等も必ず記入

- **本部経費配賦額** – 社長の給料を含めて全ての本部経費や、本社・本部で管理している経費を按分して、記載します。按分方法は、各事業所の売上や従業員数など、各法人の判断基準で按分してください。隔以前の調査時も空欄が多く見られました。本社・本部に必ず相談して、必ず記入してください。
- **法人税、住民税及び事業税** – 税金は法人全体で支払うものですが、本調査では各事業所の売上等で按分して調査票に記入してください。はあく

#### (3) 最終的な収支差率が、法人の数字と比較して、妥当か確認

### Q5 新型コロナ関連で受領した補助金はどこに記入するべきでしょうか？

A5 「その他の事業収入（収益）」欄に内訳として追加されていますのでご確認ください。

（特定施設入居者生活介護に関するお問い合わせ）

一般社団法人全国介護付きホーム協会（介ホ協）

経営概況調査専用フリーダイヤル：0120-973-496 E-mail：[info@kaigotsuki-home.or.jp](mailto:info@kaigotsuki-home.or.jp)

（特定施設入居者生活介護以外に関するお問い合わせ）

公益社団法人全国有料老人ホーム協会（有老協） 担当：稲田・松本

TEL 03-3272-3781 E-mail：[inada@yurokyo.or.jp](mailto:inada@yurokyo.or.jp)